

障がいのある方が65歳を迎え 介護保険サービスに移行するにあたって 〈課題報告〉

吹田市障がい者等居宅介護等事業所連絡会

富士野 香織

はじめに

障害者総合支援法を利用している障がい者が65歳（特定疾病は40歳）を迎えると、介護保険法が**優先**



介護保険法への移行は、生活の質に大きな影響を及ぼすことがあり漠然とした不安を抱えている。



「65歳問題」としてさまざまな分野で取り上げられている

それぞれの制度の特徴について

〈介護保険法の目的〉(介護保険法第1章第1条)

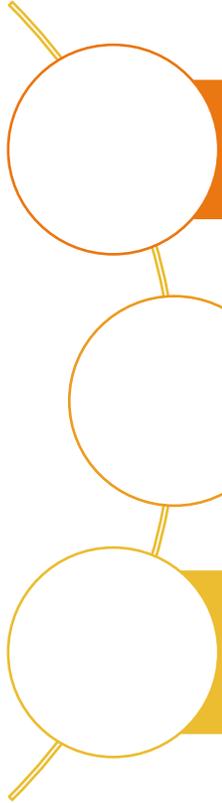
その能力に応じ自立した日常生活を営むことができる

〈障害者総合支援法の目的〉(障害者総合支援法第1章第1条)

個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる

社会生活を営むための支援の継続など柔軟な対応が必要！！

居宅介護等（ホームヘルプ）の現状



①.サービス内容等の変更

②.事業所の変更

③.1割負担に伴う必要なサービスの減少

要支援の認定後、1つの事業所でしか算定できないため事業所を1つに変更しようとしたが時間の調整がつかず、結局新しい事業所に依頼することとなる。

移行前

	日	月	火	水	木	金	土
7:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床
9:00		家事			家事		
11:00	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
13:00		A事業所			B事業所		
15:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食
18:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝

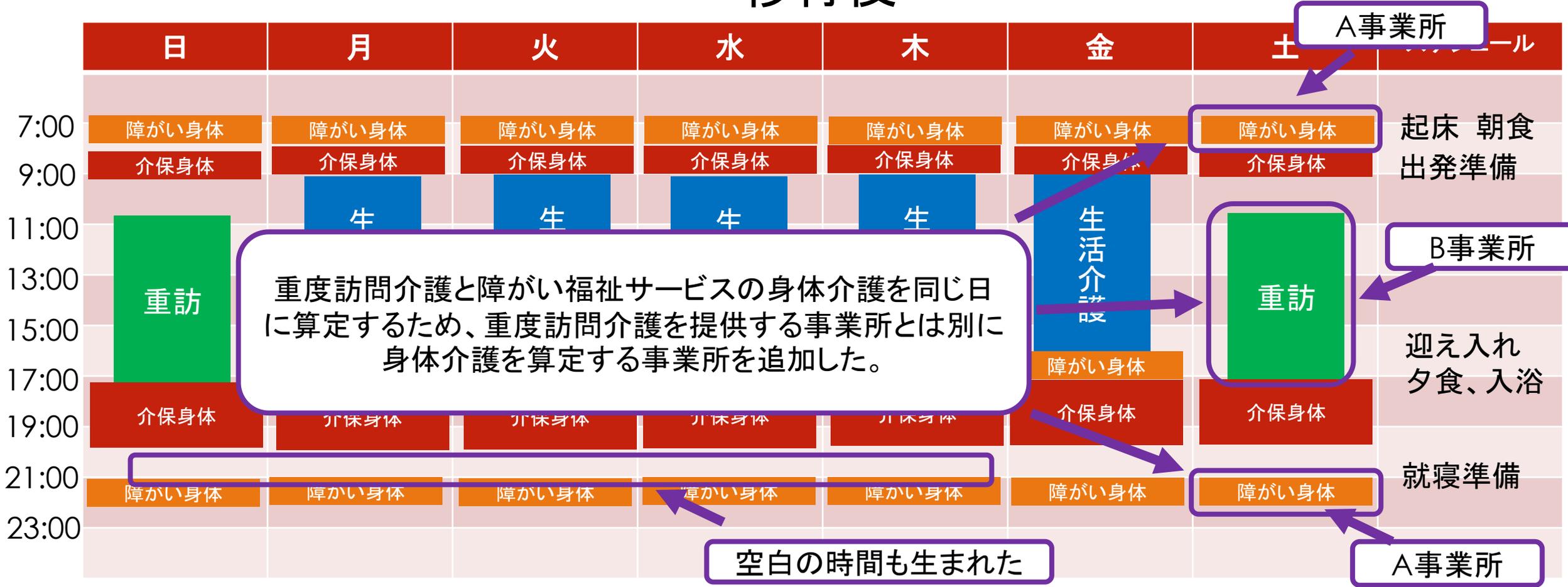
移行後

	日	月	火	水	木	金	土
7:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床
9:00		家事			家事		
11:00	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食	昼食
13:00			C事業所				
15:00	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食	夕食
18:00	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝	就寝

2

利用者様の行動に合わせて、身体介護でスケジュールを作成。要介護5の限度額を超える身体介護は障がい福祉サービスで算定を行っている。通院や買い物などの外出は土日に重度訪問介護を利用している。

移行後



③

サービス時間の減少は結果的に慌ただしいサービス提供となり、体調に合わせたヘルパーサービスの提供などが困難となる。掃除まで行き届かなくなってしまった。

(身)

移行前

	日	月	火	水	木	金	土
7:00	起床						
	朝食						
9:00		身体	家事		身体	家事	
11:00	昼食						
13:00							
15:00	夕食						
18:00	就寝						

9:00~10:00の身体介護と家事援助のサービスを分けて利用していた

移行後

	日	月	火	水	木	金	土
7:00	起床						
	朝食						
9:00		生活			生活		
11:00	昼食						
13:00							
15:00	夕食						
18:00	就寝						

9:00~10:15の身体介護と生活援助を合算したサービスに変更

③.1 1割負担の発生により、身体介護のサービスを負担に感じ、生活援助中心のサービスへと変更となった。自立を促すための関わりが困難となる。

(身)

1割負担の発生により、身体介護のサービスを負担に感じ、生活援助中心のサービスへと変更となった。自立を促すための関わりが困難となる。

移行前

移行後

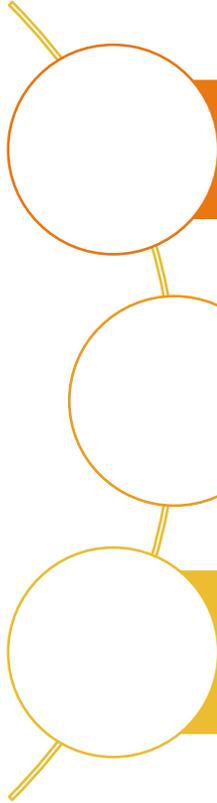
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
7:00	起床													
	朝食													
9:00		身体			身体				家事			家事		
11:00	昼食													
13:00														
15:00														
18:00	夕食													
	就寝													

<1割負担>
60分あたり
身体介護421円
家事援助244円

身体介護で共に行う家事援助のサービスを受けていた

身体介護の1割負担が高いため、ヘルパーの代行による家事援助に変更

居宅介護等（ホームヘルプ）の現状



①.サービス内容等の変更

②.事業所の変更

③.1割負担に伴う必要なサービスの減少

今後について

- 障がい福祉サービスから介護保険への移行は、今後も**柔軟な対応**が必要であり、制度だけを問題視するのではなく、支援者側の運用の仕方も重要である。
- 介護保険法のサービスに加えて、障がい福祉サービスを利用するにあたり、それぞれの障がいの特性を理解したケアプランの作成ができるように、**ケアマネジャーへの理解と啓発**が必要である。
- 相談支援専門員からケアマネジャーへの引継ぎ・連携を行い、**途切れない支援体制**を築いていくことが必要である。

ご清聴ありがとうございました